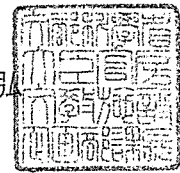




28 施企第 6 号
平成 28 年 6 月 16 日

大分県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房長文教施設企画部施設企画課長
杉浦 久 弘



平成 28 年熊本地震に係る「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」
等の取扱いについて（通知）

このことについて、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」（平成 21 年 7 月 2 日付け 21 文科施第 6154 号）及び「学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業の事務手続きについて」（平成 18 年 7 月 13 日付け 文科施第 193 号改正）による事務手続きの取扱いを平成 28 年熊本地震に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、事務処理に遺漏のないよう、域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いします。

（問い合わせ先）

施設企画課防災推進室災害復旧係

田仲・安達

電話 03-6734-3036

FAX 03-6734-3689

E-mail ketanaka@mext.go.jp（田仲）

tadachi@mext.go.jp（安達）

平成28年熊本地震に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領等の取扱いについて

第1 趣旨

平成28年熊本地震に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領(昭和59年9月7日付け文教施第72号文部省教育助成局長裁定。以下「調査要領」という。)及び学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の事務手続きについて(平成18年7月13日付文科施第193号改正。以下「事務手続」という。)の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、対象地域は熊本県及び大分県とし、以下に定めのないものについては、「調査要領」及び「事務手続」による。

「調査要領」の取扱いについて

- ① 第7「建物の被害区分」の取扱いについては、別添1「地震災害における建物の被害区分判定要領」、あるいは建築構造専門家の鑑定によることができるものとする。
- ② 第9第1項(2)にある「申請額が200万円未満の箇所」は、申請額が熊本県は「5,000万円未満の箇所」と読み替え、大分県は「1,000万円未満の箇所」と読み替える。
- ③ 現地調査の取扱
円滑な学校教育活動を行うため、緊急かつ迅速に復旧しなければならない部分のあるもの等、申請を分割せざるを得ない特別な事情のあるものについては、原則2回に分けて申請ができるものとする。

「事務手続」の「第2 災害復旧事業（降灰除去事業を除く）」の取扱いについて

(1) 「国庫負担（補助）事業計画書」について、下記によることができるものとする。

① 国庫負担（補助）対象工事費積算内訳書（建物補修・建物以外の工作物・土地・設備）の作成にあつては、別添3「数量算出基準」に基づいて行う。ただし、諸経費については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」の別表による諸経費率によるものとする。

② 「復旧図」については、現地の被災状況等を踏まえ、下記によることができる。

(ア) 建物補修

公立学校施設台帳の平面図等に数量・工法等を記入し、代表的な断面図・立面図を添付することで、詳細図等については省略する。

(イ) 建物以外の工作物

公立学校施設台帳の配置図等に数量・工法等を記入し、代表的な断面図・立面図を添付することで、詳細図等については省略する。

(ウ) 土地

公立学校施設台帳の配置図等に数量・工法等を記入し、代表的な断面図（横断図）を添付することで、断面詳細図等の添付を省略する。

(エ) 設備

図面の添付は省略する。

③ 「被害写真」については、現地の被災状況等を踏まえ、下記により必要最小限の添付とすることができる。なお、査定の際、求められた場合には、詳細写真について提出すること。

(ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真を添付する。

(イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容で被害状況写真を添付する。

・建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真を添付する。

・建物補修復旧、建物以外の工作物復旧

国庫負担（補助）対象工事費積算内訳書に記載されている被害が確認できる写真を添付する（例えば、被害の状況が確認できる各教室等の全景写真）。

・土地

国庫負担（補助）対象工事費積算内訳書に記載されている被害が確認できる写真を添付する（例えば、被害の状況が確認できる全景写真）。

・設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真を添付する。ただし、備品台帳又は公有財産台帳に登載されていないものであつても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該学校の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

(2) 「災害の証明資料」については、震度等が確認できる気象庁ウェブサイトのデータ等も活用することができるものとする。

地震災害における建物の被害区分判定要領

1. 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物

(1) 「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」(以下、「調査要領」という。)の第7にある全壊・半壊の判断は、別紙1(鉄筋コンクリート造及び鉄骨造建物の全半壊について)によるほか、(財)日本建築防災協会の「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(以下、「被災度区分判定基準等」という。)のⅡ編「鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物」又はⅢ編「鉄骨造建築物」(屋内運動場等の大規模建築物は別添2)によることができる。

(2) 構造の補修・補強の検討において、構造復旧コスト又は建物復旧コストが基準額以上になる場合(別紙2)には、調査要領第7の半壊とみなす。

鉄筋コンクリート造又は鉄骨造建物の復旧方法判別フローをそれぞれ別紙3、4に参考として示す。

2. 木造の建物

調査要領の第7にある全壊・半壊の判断は、被災度区分判定基準等のⅣ編「木造建築物」によることができる。

3. 建物の被災区分判定の単位

全壊・半壊の判断、構造の補修・補強の検討においては、建物を構造的に一体となっている部分毎に行う。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造建物の全半壊について

1. 全壊

全壊については、下記のいずれかの状態にあるもの。

- 1) 構造上主要な柱、耐力壁が崩壊して、その部分の窓等の開口部が高さの半分以上塞がっている。
- 2) 構造上主要な柱、耐力壁、梁が著しく崩壊していて、建物内に入ることが危険である。

2. 半壊

半壊については、下記のいずれかの状態にあるもの。

(1) 鉄筋コンクリート造の建物

- 1) 基礎の最大沈下量が、1.0m以上(杭基礎の場合は0.2m以上)
- 2) 基礎の不同沈下による傾斜角が $6/100$ 以上(杭基礎の場合は $3/100$ 以上)

被害が最も大きい階について、

- 3) 損傷度Vの柱、耐力壁が調査可能部材の35%以上

なお、部材の調査は、できるだけ全数行う。

また、損傷度Vの判断は、下表による。

区 分	損傷内容
柱の水平変形角	$1/100$ 以上
柱の軸方向変形(歪度)	$0.5/100$ 以上
耐力壁の水平変形角	$0.5/100$ 以上

(注) i) 表の値を下回る(半分程度まで)場合でも、大きなひび割れ(幅5mm程度以上)が生じている場合には損傷度Vとしてよい。

ii) 水平変形角、軸方向変形(歪度)を算定する時の柱、耐力壁の高さは、床面から梁下までの内法寸法とする。ただし、柱、耐力壁と構造的に一体の腰壁、垂れ壁がある場合には、腰壁の上端、垂れ壁の下端からの寸法とする。

(2) 鉄骨造の建物

- 1) 基礎の最大沈下量が、1.0m以上(杭基礎の場合0.2m以上)
- 2) 基礎の不同沈下による傾斜角が $1/20$ 以上(杭基礎の場合は $1/40$ 以上)
- 3) 柱の傾斜角が $1/20$ 以上

構造及び建物の復旧コストと基準額

1. 構造の復旧コストと基準額

(1) 基礎構造復旧コストと上部構造復旧コスト

- i) 基礎構造復旧コストは、基礎の沈下に対する復旧計画に基づく復旧工事費(この復旧のための仮設等を含む。)であり、積上げにより概算額を算出する。
- ii) 上部構造復旧コストは、上部構造の補修・補強計画に基づく構造体の復旧工事費(この復旧のための仮設、仕上げ材撤去を含む。)であり、積上げにより概算額を算出する。
- iii) 基礎沈下に対する復旧と上部構造に対する復旧の両方が必要な場合には、基礎構造復旧コストと上部構造復旧コストを合算し、下記(2)の基準額と比較して判断する。

(2) 基準額

各構造復旧コストに対する基準額は、新築工事費の1/2(構造分)に減価償却による低減(低減率 β)を行った額とし、下式によって算出する。

$$\text{基準額} = \text{建物延べ面積} \times \text{新築工事単価} \times 1/2 \times \beta$$

$$\begin{array}{l} \text{ここで、鉄筋コンクリート造の場合、} \beta = 1 - 0.7 \times \text{経過年数} / 47 \geq 0.3 \\ \text{鉄骨造の場合} \quad \beta = 1 - 0.7 \times \text{経過年数} / 34 \geq 0.3 \end{array}$$

2. 建物の復旧コストと基準額

(1) 建物復旧コスト

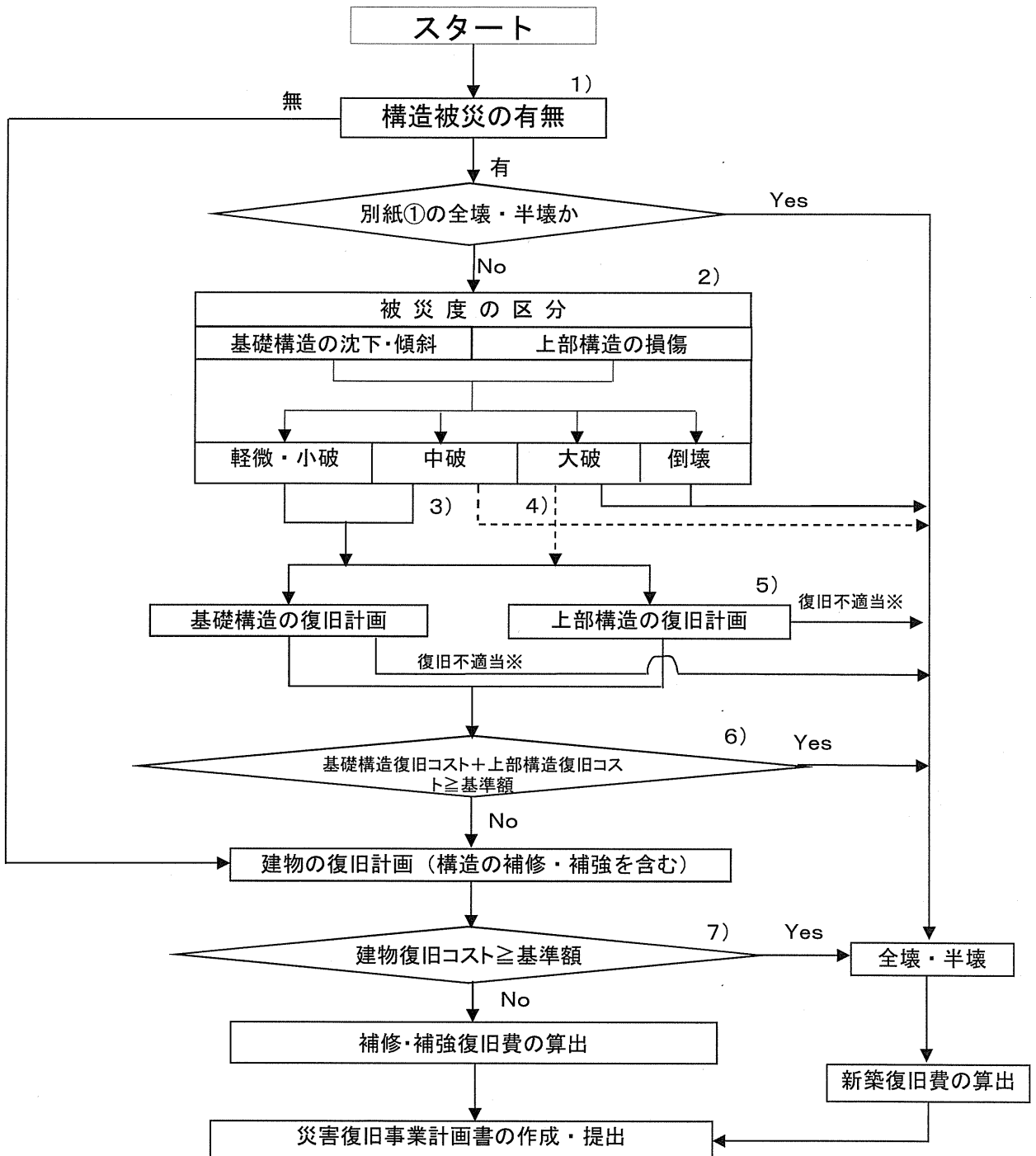
建物復旧コストは、建物の復旧に必要な全ての工事費であり、復旧計画に基づいて積上げにより概算額を算出する。

(2) 基準額

建物復旧コストに対する基準額は、新築工事費の1/2(仕上げ、設備分)に上記1.(2)の基準額(構造分)を加算した額とし、下記によって算出する。

$$\text{基準額} = \text{建物延べ面積} \times \text{新築工事単価} \times 1/2 \times (1 + \beta)$$

ここで、 β は上記1.(2)に同じ



1) 構造被災とは、基礎構造の沈下や傾斜、上部構造の損傷を言う。

2) 被災度区分判定基準等(Ⅱ編 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物)の被災度区分判定調査表により、軽微、小破、中破、大破、倒壊に区分する。なお、調査要項第7にある「大破」は被災度区分判定基準における定義とは異なる点に留意されたい。

また、被災度区分を省略して基礎構造・上部構造の復旧計画に進むことができる。

3) 新築復旧とすべき構造的な特殊事情がある場合のみ半壊とする。

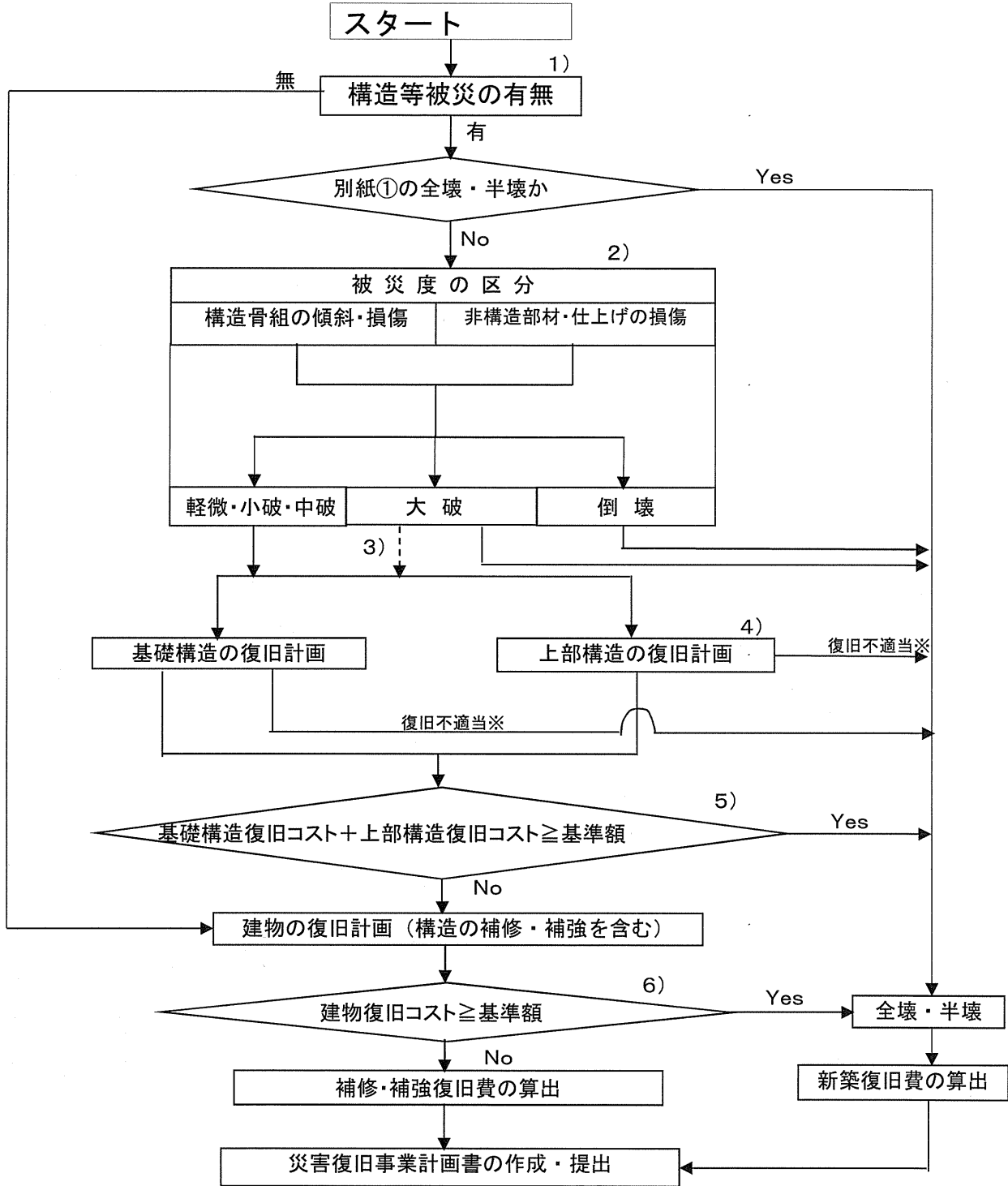
4) 補修・補強復旧が妥当であると判断される場合。

5) 復旧計画は、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準等を準用して実施する。なお、構造体の耐震性能が被災によって低下した場合には、現行の耐震規定で要求される耐震性能と同等以上まで補強することができる。

6), 7) それぞれ別紙②の1, 2による。なお、Noになることが明らかな場合には、コストの算出を省略することができる。

※技術的判断(補修、補強の可否)に基づいて慎重に検討する必要がある。補修・補強復旧が不適当な場合に半壊とする。

鉄骨造建物の復旧方法判別フロー



- 1) 構造等被災とは、構造骨組の傾斜や損傷、非構造部材・仕上げの損傷を言う。
- 2) 被災度区分判定基準等(Ⅲ編 鉄骨造建築物)の被災度区分判定調査表により、軽微、小破、中破、大破、倒壊に区分する。なお、調査要領第7にある「大破」は被災度区分判定基準における定義とは異なる点に留意されたい。
また、被災度区分を省略して基礎構造・上部構造の復旧計画に進むことができる。
- 3) 補修・補強復旧が妥当であると判断される場合。
- 4) 復旧計画は、屋内運動場等の耐震性能診断基準、既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針等を準用して実施する。なお、構造体の耐震性能が被災によって低下した場合には、現行の耐震規定で要求される耐震性能と同等以上まで補強することができる。
- 5), 6) それぞれ別紙②の1, 2による。なお、Noになることが明らかな場合には、コストの算出を省略することができる。
※技術的判断(補修・補強の可否)に基づいて慎重に検討する必要がある、補修・補強復旧が不適当な場合に半壊とする。

震災屋内運動場等の被災度判定基準及び復旧技術指針(鉄骨造)

地震災害を受けた屋内運動場等の大規模鉄骨造建築物に関する被災度の判定及び復旧の検討については、(財)日本建築防災協会の「震災建築物の被災度区分判定基準等および復旧技術指針」のⅢ編「鉄骨造建築物」を準用して行う。

この場合、残余耐震性能及び復旧後耐震性能の算定は、文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準」による。

数量算出基準

被災箇所	被災箇所数量算出基準
犬走り・階段・テラス等	犬走り・階段・テラス等の陥没、亀裂等は、被災部を原形復旧するものとして面積又は長さを計上する。
配線・配管等	通電や通水の不可能な部分については、全数量を計上する。ただし、破損の範囲が明確な場合は、当該破損部分のみを計上する。
屋内運動場の床	床下の束、鋼製床下地、土間等の被災の状況により復旧工法を決定の上、床面積を計上する。床板が破損している場合は、施工余裕幅を考慮し、面積を計上する。
天井	天井は、被災箇所の面積を計上する。なお、やむを得ない理由により全ての天井下地の種類等を変更する場合であって、被災箇所を含む天井全体を仕様変更する必要がある場合は、全体の面積を計上する。
建具、ガラス	建具については、箇所数を計上する。ガラスの破損については、破損したガラスの面積を計上する。
エキスパンションジョイント	被災の延長(長さ)を計上する。たわみや破損等が確認され再利用できない場合は、再利用できない部分のみ交換とする。
鉄筋コンクリートのクラック	クラック幅が大きいものについては、被災の延長(長さ)を計上する。ただし、ヘアークラック等の微細なものについては面積を計上する。
鉄筋コンクリート壁等の剥離、欠損	被災箇所の面積を計上する。施工に際し、施工余裕幅が必要な場合は適切な余裕幅を含めて計算する。剥離、欠損についても、施工余裕幅が必要な場合は適切な余裕幅を含めて計算する。
グラウンド等の地盤沈下	復旧工法は、掘削又は溝掘、運搬、集積、埋戻し、敷均し、締固め、表面保護等のうち、必要なものとする。機械土工を標準とするが、機械土工が、不適當な場合は、人力土工とする。
パソコン、モニター、プリンター等	購入、修理の別に備品台帳に搭載されているものを計上する。明らかに修理不能である場合を除き、購入の場合は専門業者の修理不能証明により確認する。パソコンの更新は、同ブランド(生産中止の場合は類似ブランド)で最も類似した仕様とする。なお、リース契約の場合は、設置者の所有でないので対象としない。
テレビ、ステレオ、テープレコーダー等	購入、修理の別に備品台帳に搭載されているものを計上する。明らかに修理不能である場合を除き、購入の場合は専門業者の修理不能証明により確認する。画面比率の違うブラウン管テレビ等のアナログテレビの更新は、同じ型数(対角線)のデジタルテレビとする。VHSビデオの更新は、VHS・DVD一体型も同等品とみなす。
法面等の崩落について	流入してきた土砂等、流出している土砂等について、全数を撤去費として計上する。なお、搬出のための仮設道路の設置や、重機が搬入するための支障物撤去等が必要な場合は、それを含めて計上する。復旧については、校地内で安全に収まる復旧工法で安価なものを選択する。

「見積数量 算出一覧」に記載のない事項の見積については、実情に応じた内容で適切に見積の徴収